

デマンド交通 乗降場所の追加について

◎令和 6 年度より市内医療施設(医科・歯科)を共通乗降場所として設定し、車両を 1 台追加して運行をしています。

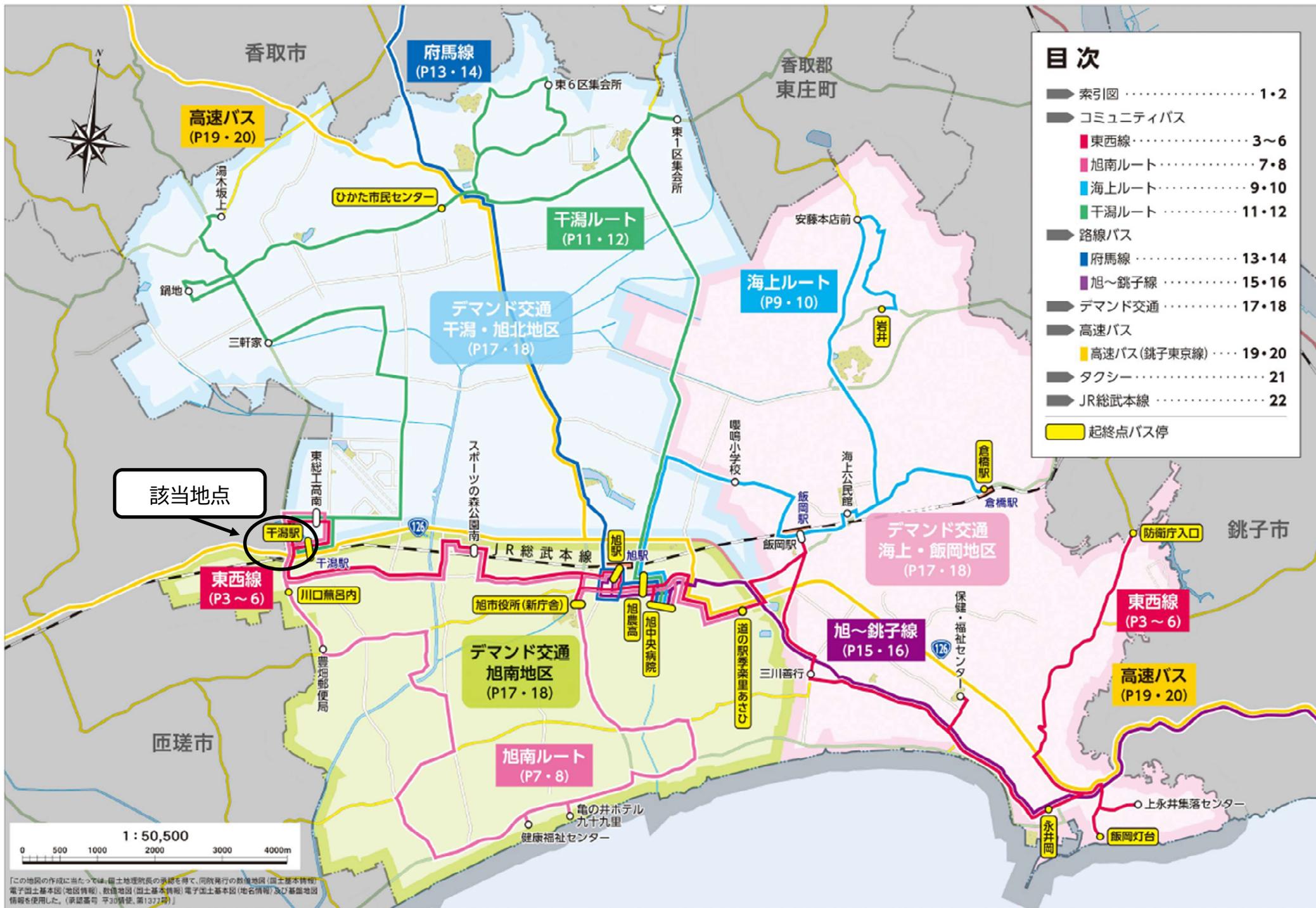
この度、隣接する匝瑳市の「守医院」、「ひがた歯科医院」への乗り入れ要望があることから、関係機関に確認を行いました。(地図は資料 4-2 参照)

◎デマンド交通の運行(道路運送法等)として上記個所を追加することに問題がないことや、位置関係を確認した結果、運行に問題がないこと、利用者の利便性の向上等を考慮し、令和 8 年 4 月 1 日から上記2か所を新たに乗降場所として設置したいと考えておりますので協議をお願いします。

※本協議事項が承認された際の国への許可申請等は不要です。



赤線内が匠瑛市域です。今回、新たに追加する乗降場所として協議をするのは「○」の二か所です。
該地点は匠瑛市となっておりますが、この地点より西側の旭市域にも運行をしている（トライアルなど）ことから、運行に支障はありません。



目次

- 索引図 1・2
- コミュニティバス
 - 東西線 3~6
 - 旭南ルート 7・8
 - 海上ルート 9・10
 - 千湯ルート 11・12
- 路線バス
 - 府馬線 13・14
 - 旭～銚子線 15・16
- デマンド交通 17・18
- 高速バス
 - 高速バス(銚子東京線) 19・20
- タクシー 21
- JR総武本線 22

黄色い四角: 起起点バス停

【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土地理院)電子国土基本図(地区情報)、数値地図(国土地理院)電子国土基本図(地名情報)及び数値地図(国土地理院)電子国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平30第1371号)】